

仕 様 書

1 業務名

令和5年度入院待機ステーション感染性廃棄物処理業務

2 履行期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日

※本業務により受託者が処理する廃棄物は、履行期間中に産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票が委託者へ提出された分までとする。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更される影響等により、委託者において本業務の継続が不要となった場合には、委託者は受託者に対し、その旨を通知し本契約を解約することができる。なお、契約解除に関する通知は、解約日の1か月前までに行う。また、当該解約に伴う損害賠償責任は発生しないものとする。

3 業務の概要

受託者は、入院待機ステーション（新型コロナウイルス感染症陽性患者を受け入れ、一時的な医療を提供する施設。以下「ステーション」という。）に対して、次の業務を行う。

(1) 容器供給業務

感染性廃棄物を保管する専用容器を委託者へ供給する。

(2) 収集運搬及び処分業務

委託者が排出する感染性廃棄物を収集運搬し、処分する。

4 容器供給業務

(1) 受託者は、密閉可能なプラスチック製の専用容器（容量50L）を委託者へ提供する。ただし、社会的事情等により専用容器の確保が困難となった場合は、受託者は委託者の了解を得た上で代替容器を提供することができるものとする。

- (2) 受託者は、委託者の排出予定の廃棄物の量に応じた専用容器を事前に委託者へ提供する。
- (3) 受託者は、提供した専用容器に不良品であった場合は、速やかに委託者へ代替品を提供する。
- (4) 容器の提供費用は収集運搬及び処分業務の単価に含めることとする。

5 収集運搬及び処分業務

- (1) 委託者は、4 (1)で提供された専用容器を密閉後、表面をアルコール等で消毒の上、ビニル袋等で梱包した状態（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で規定された二重梱包）で保管する。
- (2) 受託者は、保管された廃棄物を毎週1回以上、あらかじめ決められた曜日に回収し（廃棄物がない場合は省略できる）、廃棄物処理法及び関係法令を遵守しながら収集運搬及び処分を行う。なお、回収する曜日を変更する場合は、事前に委託者と受託者が協議の上、決定することとする。
- (3) 委託者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受託者へ交付し、受託者は収集運搬及び処分完了後にそれぞれ各票を委託者へ提出する。
- (4) その他、本仕様書に特段の定めのない事項については、廃棄物処理法及び関係法令の規定に従う。

6 1月当たりの予定数量

50L 容器×170 箱/月

なお、予定数量は過去の実績等から算出したものであり、本業務の履行にあたって保障するものではない。ステーションは市中の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によって運用が随時見直されるため（施設の閉鎖も含む）、履行期間中に各数量が0～予定数量の2倍程度の範囲で変動する可能性もある点に留意すること。

7 回収場所

札幌市白石区内（場所は非公表）

札幌市保健所第3入院待機ステーション

8 契約方法

契約方法は単価契約とし、収集運搬及び処分業務において 50L 容器の 1 箱当たりの単価を設定する。なお、実際の数量は上記の範囲で変動するが、この場合も契約した単価の変更は行わない。

容器供給業務の費用については、収集運搬及び処分業務の費用に含むものとする。

9 業務報告及び請求

- (1) 受託者は、毎月の業務完了後に完了届を提出すること。ただし、処理業務の数量が 0 だった月に係る完了届については、提出を省略することができる。
- (2) 受託者は、契約単価に 1 か月分の収集運搬及び処分した 50L 容器の数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額を、本市所定の請求書又はこれに準ずる様式を用いて請求すること。

10 作業員の健康管理

- (1) 受託者は、作業員の健康診断の結果を把握した上で適正な措置を講じなければならないものとし、感染性の疾患に罹患している、又はそのおそれのある作業員を業務に従事させてはならない。
- (2) 新型コロナウイルスに罹患した作業員を業務に従事させてはならない。また、業務履行中に感染性の疾患に罹患した場合において、委託者は一切の責を負わない。

12 環境への配慮

札幌市環境マネジメントシステムの運用について、次の点に留意すること。

- (1) 業務の遂行にあたっては、節電、節水に努めること。
- (2) ごみの減量、リサイクルに努めること。
- (3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
- (4) 業務上自動車を使用する際は、アイドリングストップの推進等、環境に

配慮した運転を心掛けること。

- (5) 業務上適用される環境関係法令等を遵守すること。
- (6) 従業員に上記の内容を周知協力させること。

13 その他

- (1) 受託者は、業務履行において委託者の指示に従い、疑義のあるときは委託者と協議しなければならない。また、業務履行成果の検査、立会い及び必要資料の提出を要求されたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- (2) 契約書に示す役務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、この仕様書及び契約書に記載のあるもののほか、受託者の負担とする。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者で協議の上これを定めることとする。

14 担当課

札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課